

平成31年度「未来に伝える山形の宝」登録制度推進事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、地域にのこる有形・無形の様々な文化財の保護・活用を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくため、「未来に伝える山形の宝」登録制度実施要綱（平成25年11月21日付け文生第1134号。以下「実施要綱」という。）に基づき「未来に伝える山形の宝」に登録された団体（以下「登録団体」という。）並びに「未来に伝える山形の宝」を構成する文化財の所有者及び管理団体（以下「所有者等」という。）に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業等、補助対象経費及び補助金の額）

第2条 この補助金の交付の対象となる補助対象事業、補助対象者及び補助率等は、別表1のとおりとし、補助対象経費は、平成31年4月1日以降における別表2のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額又は補助上限額のいずれか低い方の額以内の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第3条 規則第5条の規定に基づく補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号の1又は様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第4条 規則第7条第1項第1号のイに規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の10分の2以内の増減とする。

2 規則第7条第1項第1号のロに規定する軽微な変更は、補助事業の目的及び補助金の交付条件に反しない場合であって、計画を変更することにより事業目的の達成に支障がない場合とする。

3 規則第7条第1項第1号のイ及びロの規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第5条 規則第7条第1項第1号のハの規定により、補助事業の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により知事の承認を受けなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合の報告)

第6条 規則第7条第1項第2号の規定により報告するときは、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書（様式第5号）によるものとする。

(状況報告)

第7条 規則第12条の規定に基づく補助事業状況報告は、平成31年(2019年)9月末日現在の状況を記載した補助事業状況調査書（様式第6号）を添付して、翌月10日まで行うものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は平成32年(2020年)4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（様式第7号の1又は様式第7号の2）
- (2) 収支精算書（様式第8号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(概算払)

第9条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることがある。

2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第9号及び様式第9号の1）を知事に提出しなければならない。

(帳簿等の保存)

第10条 補助対象者は、補助金と対象事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了年度の翌年から起算して5年間保存しておかななければならない。

別表 1

平成30年度以降登録の団体については、市町村の負担金等を補助要件とする。

(重要文化的景観を除く)

事業区分		補助対象事業	補助対象者	補助率	1 取組みあたり補助上限額
構成文化財の保存・修理	有形文化財	①文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による国の補助金（以下「国庫補助」という。）の交付を受けて実施する文化財の修理（災害に起因する事業を除く）	所有者等	1/10 ただし、文化財保護法に基づき指定された文化財のうち個人又は法人が所有するものにあつては、国庫補助及び山形県文化財保護事業費補助金交付規程（昭和51年山形県告示第533号）による補助金と本補助金を合計した額の上限を事業費の91%までとする。	2,500千円
	無形文化財 民俗文化財及び記念物	②文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）の規定による補助金の交付を受けて実施する文化財の修理（災害に起因する事業を除く）			
構成文化財の活用等		①文化財を知るための活動 学習会の開催、普及活動、指定に向けた予備調査 等 ②文化財を守るための活動 保存技術の継承、民俗芸能の継承、後継者育成 等 ③文化財を活かすための活動 公開・展示、イベントの開催、案内板等の設置、観光コースの企画 等	登録団体	①実施要綱第3条第1項第1号に規定する重点テーマ ・初年度 3/4 ・2年目以降5年目まで 1/2 ②実施要綱第3条第1項第2号に規定する推奨テーマ ・初年度 3/4 ・2年目及び3年目 1/2 ③実施要綱第6条第1項の規定により追加が認められた構成文化財に関する活動 ・初年度 1/2	1,000千円 ※補助率③については担当課への確認を行うこと。

(重要文化的景観)

事業区分		補助対象事業	補助対象者	補助率	1 取組みあたり補助上限額
重要文化的景観の整備等		国庫補助の交付を受けて実施する文化的景観の整備事業及び普及・啓発事業	市町村	当該事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の1/2	5,000千円
		補助対象事業費の合計額が2,000千円未満であつて、国庫補助の交付を受けずに実施する文化的景観の整備事業及び普及・啓発事業	市町村	6/10	なし

別表 2

事業実施に直接要する次の経費

区 分	対象経費
謝金	委員、講師等に対する謝金（補助事業者（構成員等を含む）、構成文化財の関係者は対象外）
旅費	講師等の交通費・宿泊費、普通旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、書籍等の購入費（1品の単価が5万円未満）
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、ボランティア保険等の費用
委託料	設計、工事監理、専門機関への調査、環境整備等の委託料
使用料及び賃借料	会議室等使用料、機器のリース及びレンタル料
原材料費	直営工事の材料（石材、砂、セメント、木材等）の購入費
工事請負費	文化財の保存修理、防災・防犯設備、看板等工作物の工事に要する経費
備品購入費	1品の単価が5万円以上の設備備品の購入費
その他	その他知事が必要と認める経費